

日本スポーツ協会(JSPO)公認スポーツ指導者処分基準 別表「再教育プログラム」

2022年5月31日付改定

処分内容		再教育プログラム			
		認識・行動改善計画書	研修・講習等	面談・ カウンセリング	その他
注意・ 嚴重注意		認識・行動改善計画書の 作成・提出 ＜記載内容(例)＞ ①(日本スポーツ協会が 指定した)研修・講習 のまとめ ②課題書籍の概要と感想 ③今回の行為に至った経 緯と行為の内容 ④今回の行為によって生 じた影響 ⑤今回の行為の不適切さ ⑥他に考えられた選択肢 ⑦同様の行為に至らない ために取り組むこと ※内容は個別に指定 ※①は受講が課せられた 者のみ	—	—	協同認定団体 (NF等)が課す 内容 ※必要に応じて課すこ とができる
資格停止	3か月～	認識・行動改善計画書の 作成・提出 ＜記載内容(例)＞ ①(日本スポーツ協会が 指定した)研修・講習 のまとめ ②課題書籍の概要と感想 ③今回の行為に至った経 緯と行為の内容 ④今回の行為によって生 じた影響 ⑤今回の行為の不適切さ ⑥他に考えられた選択肢 ⑦同様の行為に至らない ために取り組むこと ※内容は個別に指定 ※①は受講が課せられた 者のみ	JSPOが指定する更新研修や 講習等の受講 ※倫理やコーチング、指導 法に関する内容に限定 ※最低3時間以上 ※内容や時間数は個別に指 定	— ※推奨はするが 義務とはしない ※行為者の状況 等によっては 協同認定団体 (NF等)と連携 して面談等を 課す	協同認定団体 (NF等)が課す 内容 ※必要に応じて課すこ とができる
	6か月～				
	8か月～				
	12か月～ (1年～)				
	16か月～				
	24か月～ (2年～)				
資格取消			公認スポーツ指導者養成講 習会共通科目Ⅲの受講 ※事前課題(オンラインテ スト)・集合講習会・事 後学習の全課程 ※全課程を受講した場合で も共通科目Ⅲの修了者と はならない	面談等 ※協同認定団体 (NF等)と連携 して内容や方 法を決定	
				専門家による カウンセリング の受診 ※内容や回数等 は案件ごとに 調整	

※ 再教育プログラムの受講に要する諸費用(教材費、宿泊費、交通費、受講料等)は対象者負担

※ 「資格取消」処分を受けた者が公認スポーツ指導者資格を再取得するためには、再教育プログラムとは別途、資格取得のための養成講習会の受講・登録料の支払いが必要